

お知らせ

令和8年 農業近代化資金の承認調整について

より多くの皆様に年間を通して安定的に農業近代化資金を活用いただくため、農業近代化資金の利子補給対象事業承認について、下記のとおり一部調整を実施しております。

【調整の内容】

令和8年中の県による大口案件（貸入額が3,600万円を超えるもの）の利子補給対象事業承認を一時停止しています。

なお、小口案件（貸入額が3,600万円以内のもの）につきましては、通常どおり利子補給対象事業承認を行っています。

※大口案件（貸入額が3,600万円を超えるもの）の次回の利子補給対象事業承認申請の受付は令和9（2027）年6月を予定していますが、事前の手続き等が必要となりますので、最寄りの融資機関へお早めにご相談ください。

（参考）栃木県ホームページ「農業近代化資金を借りる際の手続きの流れ」
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/work/nougyou/yuushi/documents/20260430102943.pdf>

栃木県農政部経済流通課 TEL028-623-2297